①　保証条件等「無償保証期間（製品保証）」
　無償保証期間（製品保証）の年数を記述する。
　㈐　求める製品保証の内容　下記保証対象外の事由以外による故障や損傷の部品交換の費用を含めた一切の修理費用
　㈑　保証対象外
・使用上の誤り、製品、製品の取扱説明書等に記載された取扱い方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷
・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷
・他の機器に起因して受けた故障や損傷
・偶然、かつ外的要因（物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没等）により生じた故障や損傷
・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧等による故障や損傷
・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷
・消耗品・付属品の交換、有寿命部品で使用環境により保証期間中に寿命に達したと明らかに認められる場合
・各部の通常の使用による汚れ
・故障や損傷に起因して、故障や損傷の修理の際に、道路交通の安全確保のため当社が自ら実施した調査、応急復旧、機能の補完対応、監視等の費用

②　保証条件等「保守部品の部品供給保証期間」　本設備の保守管理に必要な部品供給期間は、製造中止を告知し、製造を中止した後、若しくは工事完了後のいずれか遅い方からの年数を記述する。

③　保守体制「当社からの連絡を受けた時刻から保守拠点に到着するまでの時間」
　主要機器の故障やシステムの機能障害時、当社からの連絡を24時間受けられる体制を構築するものとし、当社から連絡を受けた時刻から保守拠点に到着するまでの時間を記述する。
　㈐　保守拠点の住所　中日本高速道路株式会社　東京支社　横浜保全・サービスセンター　神奈川県横浜市緑区長津田町5509

④　機器等の維持管理性向上「機器等の維持管理性向上に関する提案」　下記㈐～㈖の項目において、機器等の維持管理性向上に関する重要と思われる具体的提案を記述する。
　㈐　予防保全
　㈑　定期的交換が必要な機器の部品交換の簡便性
　㈒　機器等の保守性向上
　㈓　障害復旧の簡易化
　㈔　機器の長寿命化
　㈕　機器の点検周期の長期間化
　㈖　保守用品等の追加納入

⑤　品質管理「品質管理体制」　工場製作機器、現地施工に対する会社としての品質管理体制について、下記㈐～㈔について記述する。
　㈐　組織体制
　㈑　検査体制
　㈒　アウトソース（製品品質）
　㈓　品質管理巡回
　㈔　トレーサビリティ

⑥　工程管理「工程管理に関する創意工夫」
　当該工事の工程管理において、現地作業の省力化を行うための具体的な提案を記述する。

⑦　環境に配慮した機器の使用「消費電力量の削減」　トンネル非常用設備における、機器の性能、機能として、消費電力（ＫＶＡ）の削減量を記述する。なお、削減量は、発注仕様書における数値を標準値として、本工事の数量を乗じて削減量を算出する。

⑷　評価項目の評価基準
①　優：標準案に比べ、非常に優れているもの
②　良：標準案に比べ、優れているもの
③　可：標準案と同等であるもの

⑸　評価点の付与方法　評価点の付与方法は、④～⑥においては、評価者が評価基準（優／良／可）に基づき判定した下記の項目別配点の平均点で評価し付与（判定方式）し、①～③及び⑦においては、提案値に基づき提案値に応じ按分した点数で付与（数値方式）する。

①　保証条件等「無償保証期間（製品保証）」
　評価指標により、５年以上の提案かつ提案値が最も高い者に最大の10点を付与し、標準案（０年）を０点とし、提案値に応じ按分した点数（点数は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位とする）を付与する。なお、５年以上の提案した者がなかった場合は、５年を10点として提案値に応じ按分した点数（点数は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位とする）を付与する。

②　保証条件等「保守部品の部品供給保証期間」　評価指標により、17年以上の提案かつ提案値が最も高い者に最大の10点を付与し、標準案（５年）を０点とし、提案値に応じ按分した点数（点数は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位とする）を付与する。なお、17年以上の提案した者がなかった場合は、17年を10点として提案値に応じ按分した点数（点数は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位とする）を付与する。

③　保守体制「当社からの連絡を受けた時刻から保守拠点に到着するまでの時間」
　評価指標により、24時間未満の提案かつ提案値が最も少ない者に最大の10点を付与し、標準案（24時間以上）を０点とし、提案値に応じ按分した点数（点数は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位とする）を付与する。

④　機器等の維持管理性向上「機器等の維持管理性向上に関する提案」
　項目別配点　優20点、良10点、可０点

⑤　品質管理「品質管理体制」
　項目別配点　　優20点、良10点、可０点

⑥　工程管理「工程管理に関する創意工夫」
　項目別配点　　優20点、良10点、可０点

⑦　環境に配慮した機器の使用「消費電力量の削減」　評価指標により、最も削減量が多い者に最大の10点を付与し、標準値（発注仕様書における数値に本工事の数量を乗じて算出したもの）を０点とし、提案値に応じ按分した点数（点数は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位とする）を付与する。

⑹　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格による価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。
　総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）
　αの値は「0.2」とする。
②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）
③　価格評価点：100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）
　ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）
　Ｌ：契約制限価格
　Ｘ：最低入札価格

⑺　３⑶において、総合評価点の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑻　配置技術者に関する事項　技術評価資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⑼　技術提案の履行に関する事項
①　保証条件、保守体制　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、「故意による瑕疵」として、その補修又は損害賠償を請求する。
②　上記以外の評価項目　受注者の責により入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。